

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 条 例 ——

- 亀岡市税条例等の一部改正 (税務課) 5
- 亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 (社会教育課) 16
- 亀岡市路上喫煙の規制に関する条例 (健康増進課) 16
- 亀岡市地域公共交通会議条例の一部改正 (まちづくり交通課) 17
- 亀岡市宿泊施設の立地促進に関する条例 (商工観光課) 18

### —— 規 則 ——

- 亀岡市事務分掌規則の一部改正 (企画調整課) 21
- 亀岡市文書取扱規則の一部改正 (企画調整課) 21
- 亀岡市路上喫煙の規制に関する条例施行規則 (健康増進課) 23
- 亀岡市宿泊施設の立地促進に関する条例施行規則 (商工観光課) 27

### —— 告 示 ——

- 亀岡市社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減要綱の一部改正 (高齢福祉課) 35

- 平成30年度亀岡市国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率 (保険医療課) 37
- ふるさと亀岡自治活動応援交付金交付要綱 (自治防災課) 37
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 43
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 43
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 43
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 44
- 公示送達 (保険医療課) 45
- 市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 45
- 市道路線の廃止に関する告示 (土木管理課) 46
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 47
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 47
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 47
- 公示送達 (税務課) 48
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 48
- 亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正 (教育総務課) 49
- 亀岡市私立幼稚園多子世帯支援費補助金交付要綱の一部改正 (教育総務課) 50

○公示送達 (税務課) 53	○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 67
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 53	○選挙人名簿抄本閲覧の状況 68
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 54	○在外選挙人名簿抄本閲覧の状況 70
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 54	○亀岡市西部土地改良区総代選挙の期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数 71
○亀岡市在宅高齢者介護激励金支給要綱の一部改正 (高齢福祉課) 54	○亀岡市西部土地改良区総代選挙における選挙長、同職務代理者及び選挙立会人の住所及び氏名 72
○亀岡市家族介護者慰労金支給要綱の一部改正 (高齢福祉課) 55	○亀岡市西部土地改良区総代選挙における選挙長の執務場所 72
<b>—— 公 告 ——</b>	
○亀岡市職員採用試験公告 (人事課) 56	○亀岡市西部土地改良区総代選挙の投票用紙の様式 73
○農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 59	○亀岡市西部土地改良区総代選挙における当選人の住所及び氏名 74
○都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 59	○亀岡市西部土地改良区総代選挙において当選証書を付与した者の住所及び氏名 74
○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 60	
<b>—— 任免及び辞令 ——</b>	
<b>教育委員会欄</b>	
<b>—— 規 則 ——</b>	
○児童生徒の入学すべき学区を指定する規則の一部改正 65	
<b>選挙管理委員会欄</b>	
<b>—— 告 示 ——</b>	
○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数 67	
○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数 67	
	<b>上下水道部欄</b>
	<b>—— 告 示 ——</b>
	○亀岡市指定給水装置工事業者指定の告示 75
	○亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示 76

## 公布された条例のあらまし

### 亀岡市税条例等の一部を改正する 条例要綱

- 1 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり亀岡市税条例等の一部を改正することとした。
  - (1) 市民税課税に係る基礎控除の適用される合計所得金額の上限を2,500万円以下に定めることとした。
  - (2) 大法人の法人住民税に係る電子申告を義務化することとした。
  - (3) 生産性革命の実現に向けた固定資産税償却資産の課税標準の特例措置（特例割合：零）を設けることとした。
  - (4) 固定資産税の課税標準の特例措置（特例率）を次のとおり変更し、又は設けることとした。
    - ア 汚水又は廃液の処理施設  
特例率（参酌率）2分の1（現行：3分の1）
    - イ 特定水力発電設備  
特定地熱発電設備  
特定バイオマス発電設備  
特例率（参酌率）3分の2（新設）
    - ウ 特定太陽光発電設備  
特定風力発電設備  
特例率（参酌率）4分の3（新設）
  - (5) 市たばこ税の税率（現行：5,262円／千本）を平成30年10月1日から3段階で引き上げることとした。
    - ア 平成30年10月1日 改定税率：  
5,692円／千本
    - イ 平成32年10月1日 改定税率：  
6,122円／千本
    - ウ 平成33年10月1日 改定税率：  
6,552円／千本

(6) その他所要の規定整備を図ることとした。

- 2 条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(5)の改正は当該各改定日から、1の(2)の改正は平成32年4月1日から、1の(1)の改正は平成33年1月1日から、1の(3)の改正は生産性向上特別措置法の施行の日から、1の(6)の改正は平成31年1月1日、平成31年4月1日、平成31年10月1日、平成34年10月1日及び都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日からそれぞれ施行することとした。

### 亀岡市放課後児童健全育成事業の 設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例要綱

- 1 放課後児童支援員の基礎資格として、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者で、市長が適当と認めたものを加えることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

### 亀岡市路上喫煙の規制に関する条 例要綱

- 1 市民等の身体及び財産への被害の防止を図り、もって市民等の健康の保持及び安全な生

活環境の確保に寄与するため、次のとおり路上喫煙の規制について必要な事項を定めることとした。

- (1) 路上喫煙禁止の努力義務を定めることとした。
- (2) 路上喫煙禁止区域の指定に係る規定を設けることとした。
- (3) 路上喫煙禁止区域における喫煙の禁止の規定を設けることとした。
- (4) 路上喫煙禁止区域における喫煙に係る措置命令の違反に対し、過料徴収の規定を設けることとした。

- 2 この条例は、平成30年7月1日から施行することとした。ただし、過料の規定は、規則で定める日から施行することとした。

---

亀岡市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例要綱

- 1 地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、亀岡市地域公共交通会議を地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する協議会とすることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市宿泊施設の立地促進に関する条例要綱

- 1 宿泊施設を新設又は増設する事業者に対して必要な奨励措置を講ずることにより、宿泊施設の立地を促進し、観光の振興、にぎわいの創出及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とすることとした。
- 2 宿泊施設を新設又は増設する事業者に対し、3年又は1年を限度として当該宿泊施設に係る固定資産税を免除する奨励措置を定めることとした。
- 3 この条例は、平成30年7月1日から施行することとした。

## 条 例

亀岡市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第32号

亀岡市税条例等の一部を改正する  
条例

(亀岡市税条例の一部改正)

第1条 亀岡市税条例(昭和30年亀岡市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第46条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第24条第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「1,250,000円」を「1,350,000円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「100,000円を加算した金額」を加える。

第32条の3中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第33条の4中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第35条の3第1項中「の者」を「に掲げ

る者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加える。

第46条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第86条を第86条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第86条 製造たばこの区分は、次に掲げる

とおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

- ア 紙巻たばこ
- イ 葉巻たばこ
- ウ パイプたばこ
- エ 刻みたばこ
- オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第87条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第87条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第88条第1項中「第86条第1項」を「第86条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第92条において

「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第88条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第86条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第86条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる

方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額

及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこたばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第88条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。  
第89条中「5,262円」を「5,692円」に改める。  
第90条第3項中「第86条」を「第86条の2」に改める。  
第92条中「第86条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。  
附則第5条第1項中「得た金額」の次に

「に100,000円を加算した金額」を加える。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改める。

附則第10条の2第12項を同条第18項とし、同項の前に次の1項を加える。

17 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあつては零）とする。

附則第10条の2第11項を同条第16項とし、同条第6項から第10項までを5項ずつ繰り下げ、同条第5項の次に次の5項を加える。

6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 亀岡市税条例の一部を次のように改正する。

第88条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10条の2第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第16項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第17項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 亀岡市税条例の一部を次のように改正する。

第88条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第89条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 亀岡市税条例の一部を次のように改正する。

第88条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第89条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 亀岡市税条例の一部を次のように改正する。

第87条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第88条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8

を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(亀岡市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 亀岡市税条例の一部を改正する条例(平成27年亀岡市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項中「新条例」を「亀岡市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第86条第1項」を「亀岡市税条例第86条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

(亀岡市都市計画税条例の一部改正)

第7条 亀岡市都市計画税条例(昭和32年亀岡市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第16項中「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める。

(亀岡市都市計画税条例の一部改正)

第8条 亀岡市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、附則第16項中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中亀岡市税条例第86条を第86条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第87条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第88条から第90条まで及び第92条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中亀岡市税条例第24条第2項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例第35条の3第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第8条及び附則第4条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中亀岡市税条例第88条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中亀岡市税条例第23条第1項及

び第3項並びに第46条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日

(6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日

(7) 第1条中亀岡市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第32条の3及び第33条の4の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日

(8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日

(9) 第5条の規定 平成34年10月1日

(10) 第1条中亀岡市税条例附則第10条の2第12項を同条第18項とし、同項の前に1項を加える改正規定(同条第17項に係る部分に限る。) 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日

(11) 第7条中亀岡市都市計画税条例附則第16項の改正規定(「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める部分に限る。) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成30年法律第22号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の亀岡市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の亀岡市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例によ

る。

3 第1条の規定による改正後の亀岡市税条例第23条第1項及び第3項並びに第46条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。次項及び次条において「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日からこの条例の施行の日までの間に取得された改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間(以下この条において「適用期間」という。)に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等(以下この条において「中小事業者等」という。)が取得(同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした同項に規定する機械装置等(以下この条において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下この条において「リース取

引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(亀岡市税条例等の一部を改正する条例(平成27年亀岡市条例第22号)附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の亀岡市税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。)第86条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の

規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号。附則第9条第2項及び第11条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第92条第4項及び第5項、第94条の2並びに第95条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第92条第1項若しくは第2項、	亀岡市税条例等の一部を改正する条例 (平成30年亀岡市条例第32号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。) 附則第6条第3項、
第19条第2号	第92条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
第19条第3号	第76条の6第1項の申告書、第92条第1項若しくは第2項の申告書又は第115条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第6条第3項の納期限
第92条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式
第92条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項
第94条の2第1項	第92条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
	当該各項	同項
第95条第2項	第92条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項

5 30年新条例第93条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第76条の6第1項の申告書、第92条第1項」とあるのは、「第92条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たば

この製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成32年1月2日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の亀岡市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第92条第4項及び第5項、第94条の2並びに第95条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第92条第1項若しくは第2項、	亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成30年亀岡市条例第32号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第9条第3項、
第19条第2号	第92条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第19条第3号	第76条の6第1項の申告書、第92条第1項若しくは第2項の申告書又は第115条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第92条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第92条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第94条の2第1項	第92条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
	当該各項	同項
第95条第2項	第92条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

- 5 32年新条例第93条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ

税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年1月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の亀岡市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第92条第4項及び第5項、第94条の2並びに第95条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第92条第1項若しくは第2項、	亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成30年亀岡市条例第32号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第11条第3項、
第19条第2号	第92条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項

第19条第3号	第76条の6第1項の申告書、第92条第1項若しくは第2項の申告書又は第115条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第11条第3項の納期限
第92条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第92条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項
第94条の2第1項	第92条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
	当該各項	同項
第95条第2項	第92条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項

5 33年新条例第93条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

「揭示済」

亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第33号

亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第11条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市路上喫煙の規制に関する条例をここに公布する。

平成30年6月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第34号

亀岡市路上喫煙の規制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙の規制について必要な事項を定めることにより、市民等の身体及び財産への被害の防止を図り、もって市民等の健康の保持及び安全な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 路上喫煙 道路等（道路等を管理する権限を有する者が喫煙することができる場所として指定した場所を除く。）において、たばこを吸うこと又は火のついたたばこを所持することをいう。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第9号に規定する自動車（法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内においてこれらの行為をすることを除く。

(2) 道路等 道路その他の公共の場所（室内又はこれに準ずる環境にある場所を除く。）をいう。

(3) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(4) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の規制について必要な施策を実施す

るとともに、市民等及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。

2 市民等及び事業者は、路上喫煙の規制に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第5条 市長は、第1条の目的を達成するため、特に路上喫煙を禁止する必要があると認められる区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により路上喫煙禁止区域を指定したときは、その区域を告示するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

4 市長は、前項の規定により路上喫煙禁止区域を変更し、又はその指定を解除したときは、その旨を告示するものとする。

(路上喫煙禁止区域における路上喫煙の禁止)

第6条 何人も、路上喫煙禁止区域において路上喫煙をしてはならない。

(措置命令)

第7条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、その是正のために必要な措置を講じるよう命じることができる。

(過料)

第8条 前条の規定による命令に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、規則で定める日から施行する。

「揭示済」

亀岡市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第35号

亀岡市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例

亀岡市地域公共交通会議条例（平成29年亀岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「協議するため」を「協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に必要となる事項を協議するため」に改める。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 網形成計画の作成及び実施に関する事項第5条に次の1項を加える。

5 会長が必要と認めるときは、交通会議は書面によって開催し、書面によって表決することができるものとする。この場合において、会長は、決定事項を書面により速やかに委員へ報告するものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市宿泊施設の立地促進に関する条例をここに公布する。

平成30年6月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第36号

亀岡市宿泊施設の立地促進に関する条例

## (目的)

第1条 この条例は、宿泊施設を新設又は増設する事業者に対して必要な奨励措置を講じることにより、市内における宿泊施設の立地を促進し、観光の振興、にぎわいの創出及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定するホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業（いずれも風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する営業を除く。以下

それぞれ「ホテル営業」及び「旅館営業」という。)の用に供する施設及びその同一敷地内の付属施設をいう。

- (2) 宿泊施設事業者 ホテル営業又は旅館営業を営み、又は第三者に営ませる法人又は個人をいう。

- (3) 立地 次に掲げる行為をいう。ただし、土地のみの取得はこれに該当しない。

ア 新設 既存宿泊施設の敷地以外の場所に、新たに延床面積300平方メートル以上の宿泊施設を設置することをいう。

イ 増設 既存宿泊施設の敷地及び当該敷地と一体的な利用ができると市長が認める敷地にある建築物において、新たに延床面積300平方メートル以上の使用されたことのない客室を有する宿泊施設を設置することをいう。

- (4) 開業日 新設にあつては宿泊施設において営業を開始した日、増設にあつては宿泊施設において増設した部分の営業を開始した日をいう。

- (5) 新規常用雇用者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であつて、次の要件のいずれにも該当するもの（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者を含まないものとする。）をいう。

ア 開業日の前6月から開業日の後6月までの間に雇用される者

イ 雇用の日から1年以上継続して雇用される者

- (6) 投下固定資産総額 立地する宿泊施設の開業日までに取得した固定資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産をいう。）のうち、新たに宿泊施設の用に供す

るものの取得価額の合計額をいう。

- (7) 親会社 他の企業の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準じる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している企業をいう。
- (8) 子会社 前号の他の企業をいい、親会社及び子会社又は子会社が、他の企業の意思決定機関を支配している場合における当該他の企業も、その親会社の子会社とみなす。  
(指定)

第3条 第4条に規定する奨励措置を受けようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす宿泊施設事業者とし、あらかじめ市長の指定を受けなければならない。

- (1) 新規常用雇用者が2人以上であること。
- (2) 新規常用雇用者のうち、本市に住所を有する者が1人以上であること。
- (3) 納期限の到来した市税を完納していること。
- (4) 地域経済の振興に寄与すると認められる経済団体に加入していること。
- (5) 投下固定資産総額が13,000,000円以上であること。
- (6) 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）に掲げる暴力団員等でないこと。

2 前項の指定を受けようとする宿泊施設事業者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

3 前項の申請は、親会社が子会社と共同で立地しようとするときは、連名により提出することができる。

(奨励措置)

第4条 市長は、第1条の目的を達成するために、宿泊施設事業者が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」

という。）第13条に規定する地域経済牽引事業計画を作成し、京都府知事の承認を受け、かつ、法第24条に規定する主務大臣の確認を受けた場合は、新たに立地される宿泊施設に係る土地、家屋及び償却資産に対して賦課する固定資産税については、亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号。以下「条例」という。）第52条の規定にかかわらず、開業日の属する年（翌年の1月1日を含む。）の翌年度から3年を限度として固定資産税を免除することができるものとする。

2 市長は、第1条の目的を達成するために、宿泊施設事業者が前項に規定する京都府知事の承認又は主務大臣の確認を受けられなかった場合は、新たに立地される宿泊施設に係る土地、家屋及び償却資産に対して賦課する固定資産税については、条例第52条の規定にかかわらず、開業日の属する年（翌年の1月1日を含む。）の翌年度に限り固定資産税を免除することができるものとする。

(指定等の通知)

第5条 市長は、第3条の申請があったときは、第12条に規定する亀岡市宿泊施設立地審査会の意見を聴くとともに、当該内容について審査し、必要に応じて現地調査を行い、その結果を規則の定めるところにより、申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更)

第6条 前条の規定により指定の通知を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、第3条の規定による申請事項に変更が生じたときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(地位の承継)

第7条 指定事業者は、宿泊施設の相続、合併その他の事由により当該宿泊施設を他人に承継する必要が生じたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合には、当該宿泊施設を承継する者に対して、当該奨励措置を継続することができる。

(指定の取消し等)

第8条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条に規定する指定を取り消し、又は奨励措置の全部若しくは一部を取り消し、若しくは停止することができる。

- (1) 第3条各号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
- (2) 正当な理由によることなく、指定に係る宿泊施設において開業日から5年を経過する日までにおいて、営業の休止又は廃止をしたとき。
- (3) 虚偽その他不正の行為により奨励措置を受けたとき。
- (4) その他市長が奨励措置を行うことが適当でないと認めたとき。

(固定資産税の徴収)

第9条 市長は、前条の規定により指定の取り消し等を受けた者から、既に免除した固定資産税について、その免除した額の全部又は一部を徴収することができる。

(報告及び調査)

第10条 市長は、指定事業者に対し、必要に応じ報告若しくは関係書類の提出を求め、又は実地に調査を行うことができる。

(便宜の供与)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、この条例に定めるもののほか、宿泊施設の立地について便宜の供与をすることができる。

(審査会)

第12条 市長の諮問に応じ、宿泊施設事業者の宿泊施設立地促進について審議させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関として亀岡市宿泊施設立地審査会（以下

「審査会」という。）を設置する。

2 市長は、第3条第1項の規定による指定をしようとするとき及び第8条の規定による指定の取り消しをしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

3 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

「揭示済」

# 規則

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第28号

## 亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

亀岡市事務分掌規則（平成12年亀岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長公室の部に次のように加える。

光秀大河推進課	
---------	--

別表第3市長公室の部に次のように加える。

光秀大河推進課	「光秀公のまち」大河プロジェクトに関すること。
---------	-------------------------

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市文書取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第29号

亀岡市文書取扱規則の一部を改正  
する規則

亀岡市文書取扱規則（平成13年亀岡市規則  
第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第14条関係）

所管課を表す記号

部課名	記号
議会事務局	議
市長公室	
秘書広報課	秘
人事課	人
ふるさと創生課	ふる
光秀大河推進課	光
企画管理部	
企画調整課	企
財政課	財
契約検査課	契
生涯学習部	
文化・スポーツ課	文ス
市民力推進課	市推
人権啓発課	人権
総務部	
総務課	総
自治防災課	自
税務課	税
環境市民部	
環境政策課	環政
環境クリーン推進課	環推
市民課	市
消費生活センター	消
保険医療課	保
健康福祉部	
地域福祉課	地福
障害福祉課	障福
高齢福祉課	高福
健康増進課	健増
こども未来課	こ未

保育課	保育
産業観光部	
商工観光課	商観
農林振興課	農林
農地整備課	農地
まちづくり推進部	
都市計画課	都計
都市整備課	都整
まちづくり交通課	ま交
桂川・道路整備課	桂
土木管理課	土
建築住宅課	建
会計管理室	
財産管理課	財管
会計課	会
上下水道部	
総務・経営課	総経
お客様サービス課	客サ
水道課	水
下水道課	下
教育委員会事務局	
教育委員会教育部	
教育総務課	教総
学校教育課	教学
社会教育課	教社
学校給食センター	教給
図書館	教図
文化資料館	教文
教育研究所	教研
監査委員事務局	監査
選挙管理委員会事務局	選管
公平委員会事務局	公平
農業委員会事務局	農委

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市路上喫煙の規制に関する条例施行規則  
をここに公布する。

平成30年6月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第30号

亀岡市路上喫煙の規制に関する条  
例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市路上喫煙の規制に  
関する条例（平成30年亀岡市条例第34号。  
以下「条例」という。）の施行について必要  
な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義  
は、条例の例による。

(路上喫煙禁止区域の指定等の公示)

第3条 条例第5条第2項の規定により告示す  
る事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 指定に係る路上喫煙禁止区域の名称及び  
区域

(2) 指定に係る年月日

2 条例第5条第4項の規定により告示する事  
項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 変更又は解除に係る路上喫煙禁止区域の  
名称及び区域

(2) 変更又は解除に係る年月日

(路上喫煙禁止指導員)

第4条 市長は、条例第7条に規定する措置命  
令及び第8条に規定する過料の処分に係る事  
務を行わせるため、本市職員の中から路上喫  
煙禁止指導員を指名する。

2 路上喫煙禁止指導員は、その職務を執行す  
る場合において、その身分を示す路上喫煙禁

止指導員証（別記第1号様式）を携帯し、関  
係人の請求があったときは、これを提示しな  
ければならない。

(措置命令)

第5条 市長は、条例第7条の規定により措置  
を講じる場合は、当該措置を受ける者に対し、  
あらかじめ命令書（別記第2号様式）により  
その旨を通知しなければならない。

(過料)

第6条 条例第8条の過料の額は、1,000  
円とする。

2 市長は、条例第8条の規定により過料の処  
分をしようとするときは、当該処分を受ける  
者に対しあらかじめ告知・弁明書（別記第3  
号様式）によりその旨を告知し、弁明の機会  
を付与するものとする。

3 市長は、条例第8条の規定により過料の処  
分をするときは、当該処分を受ける者に対し  
過料処分通知書（別記第4号様式）を交付し、  
過料を徴収する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な  
事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行す  
る。ただし、第5条及び第6条の規定は、平成  
31年7月1日から施行する。

別記第1号様式 (第4条関係)

(表)

路上喫煙禁止指導員証

所属氏名

年 月 日 発行 有効期限 年 月 日

写真

亀岡市長 印

上記の者は、亀岡市路上喫煙の規制に関する条例施行規則第4条に規定する路上喫煙禁止指導員であることを証明する。

第2号様式 (第5条関係)

(表)

住所氏名 様

亀岡市長 印

命令書

あなたは、亀岡市路上喫煙の規制に関する条例第7条の規定により直ちに下記の措置をとるよう命令します。  
なお、正当な理由がなく命令に従わない場合には、同条例第8条の規定により過料に処せられることとなります。

記

1 違反行為の日時 年 月 日 時 分

2 違反行為の場所

3 違反行為の内容

4 措置の内容

(裏)

注意事項

- 1 この証は、公務中は必ず携帯すること。
- 2 この証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 この証を亡失し、又は著しく破損したときは、直ちに届け出ること。
- 4 この証の記載事項に異動が生じたときは、速やかに届け出ること。
- 5 路上喫煙禁止指導員の身分を失った場合及び有効期限を超過した場合は、必ず返却すること。

第3号様式（第6条関係）

（裏）

（教示）

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市長を被告として（訴訟において亀岡市長を代表する者は亀岡市長となります。）、処分の取消の訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消の訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消の訴えを提起することが認められる場合があります。

住所 氏名	様	亀岡市長	印	第 年	月	日
告知・弁明書						
<p>あなたは、亀岡市路上喫煙の規制に関する条例第7条に規定する命令に違反したため、同条例第8条の規定により、過料の処分の対象となります。</p> <p>つきましては、亀岡市路上喫煙の規制に関する条例施行規則第6条の規定に基づき、弁明の機会を付与します。</p>						
<p>1 違反行為の日時 年 月 日 時 分</p>						
<p>2 違反行為</p>						
（亀岡市路上喫煙の規制に関する条例第7条に規定する措置命令の違反）						
<p>3 弁 明 <input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。弁明することはありません。  <input type="checkbox"/> 下記のとおり弁明します。</p>						
						署 名
						年 月 日

第4号様式（第6条関係）

（表）

住所氏名	様	第 年 月 日	号 日
	亀岡市長		国
	過料処分通知書		
	あなたは、亀岡市路上喫煙の規制に関する条例第7条に規定する命令に違反したため、同条例第8条の規定により、過料に処します。		
1 違反行為の日時	年 月 日	時 分	
2 違反行為			
3 過料の額			円
			（亀岡市路上喫煙の規制に関する条例第7条に規定する措置命令の違反）

（裏）

（教示）

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。）、処分の取消の訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消の訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消の訴えを提起することが認められる場合があります。

「揭示済」

亀岡市宿泊施設の立地促進に関する条例施行規則をここに公布する。

平成30年6月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第31号

亀岡市宿泊施設の立地促進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市宿泊施設の立地促進に関する条例（平成30年亀岡市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(指定基準)

第3条 条例第3条に規定する宿泊施設事業者とは、本市観光の振興、にぎわいの創出及び雇用の拡大に貢献し、開業日の水準を維持することが確実と見込まれるものとする。

2 条例第3条第1項第4号に規定する経済団体とは、亀岡商工会議所をいう。

(指定の申請手続)

第4条 条例第3条第2項及び第3項の規定により指定を受けようとする宿泊施設事業者は、次に掲げる書類を添えて、当該宿泊施設の開業日から3箇月以内に指定申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(1) 法人の登記事項証明書の写し（法人の場合に限る。）又は代表者の住民票の写し（法人でない場合に限る。）

(2) 定款の写し又はこれに類するもの（法人の場合に限る。）

(3) 企業概要（パンフレット等）

(4) 直近事業年度の決算書

(5) 事業概要説明書

(6) 計画図面（位置図・平面図・立面図）

(7) 建設工事实績書及び工事請負契約書の写し

(8) 開業日現在の新規常用雇用者が記載された従業員名簿及び開業に係る新規常用雇用者数一覧表

(9) 市税完納証明書（申請日現在）

(10) 前条第2項に規定する経済団体が発行する会員を証するもの

(11) 条例第4条第1項に規定する地域経済牽引事業計画の写し

(12) その他市長が必要と認める書類

2 前項第8号における従業員名簿には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 氏名

(2) 住所

(3) 入社年月日

(4) 雇用保険番号

3 増設の場合、当該宿泊施設の開業日から起算して6箇月前の日の時点における常時雇用従業員（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。）の名簿を併せて提出しなければならない。

4 条例第4条第1項に規定する固定資産税の課税免除に係る固定資産のうち、土地については、立地された宿泊施設の開業日から起算して5年前の日から当該宿泊施設の開業日までの期間内に取得されたものとする。

5 条例第3条第1項第1号に規定する新規常用雇用者及び同項第2号に規定する新規常用雇用者のうち、本市に住所を有する者（以下「新規市内雇用者」という。）の人数は、立地された宿泊施設の開業日現在の人数とする。

6 増設の場合、条例第3条第1項第1号に掲

げる要件の確認は、本条第3項に規定する常時雇用従業員の名簿と本条第1項第8号に規定する開業日現在の新規常用雇用者が記載された従業員名簿との比較をもって行う。

7 条例第3条第1項第2号に規定する新規市内雇用者は、立地された宿泊施設の開業日から起算して6箇月前の日から当該宿泊施設の開業日までの期間内に雇入れされた者とする。  
(指定の通知)

第5条 市長は、条例第3条の規定による申請があったときは、指定書（別記第2号様式）によりその結果を申請者に通知するものとする。

(固定資産税の課税免除申請)

第6条 条例第4条の規定により奨励措置を受けようとする宿泊施設事業者は、年度ごとに、当該年度の最初の納期限までに固定資産税課税免除申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(変更届)

第7条 指定事業者は、条例第6条の規定により申請事項を変更しようとするときは当該変更が生じた日から10日以内に変更を証する書類を添えて変更届（別記第4号様式）を、事業の休止又は廃止しようとするときは事業休廃止届（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(承継の届出)

第8条 事業を承継した者は、条例第7条第1項の規定により事業承継届（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 承継の事実を証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(取消し等の通知)

第9条 市長は、条例第8条の規定により指定を取り消したときは、指定取消書（別記第7号様式）を指定事業者に交付するものとする。

2 市長は、条例第8条の規定により奨励措置の全部若しくは一部を取り消し、又は停止した場合は、奨励措置取消等通知書（別記第8号様式）により通知するものとする。

(審査会の組織)

第10条 審査会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、商工業、経済関係機関等の代表者並びに行政機関の関係者のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、2年以内とする。なお、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第11条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから市長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審査会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、審査会の会議において必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第13条 審査会の庶務は、産業観光部商工観光課において処理する。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先） 亀岡市長

申請者 所在地

事業者名

代表者名

Ⓜ

指 定 申 請 書

亀岡市宿泊施設の立地促進に関する条例第3条の規定に基づく指定事業者として指定を受けたいので、同条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業者概要

事業者の名称			
事業者の所在地	〒 電話		
資本金	円		
設立又は開業日	年 月 日		
直近の財務状況	売上	経常利益	純利益
	円	円	円

3 各種計画

営業計画	※開業日から5年先までの目標を具体的に記載のこと。
雇用計画	※開業日から5年先までの目標を具体的に記載のこと。
環境配慮に関する計画	

2 宿泊施設の概要

宿泊施設の名称	〒		電話
宿泊施設の所在地			
土地の所有区分	買取	㎡・借地	㎡
敷地面積			㎡
建築面積			㎡
延床面積			㎡
構造・階数	造・階建		
客室数	室		
宿泊施設建設期間	着手	年月日	日
	完了	年月日	日
開業日	年月日	年月日	日
	土地	円	
投下固定資産総額	家屋	円	
	償却資産	円	
	合計	円	
※投下固定資産総額を証する書類を添付のこと			
新規常用雇用者数	人		
うち新規市内雇用者数	人		
うち障害者	人		
うち正規雇用	人		
うち上記以外	人		

第2号様式(第5条関係)

亀岡市指令第 号

様

指 定 書

年 月 日付で申請のありました指定事業者の指定について、亀岡市宿泊施設の立地促進に関する条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり指定事業者として指定します。

年 月 日

亀岡市長

印

記

亀岡市指令第 号

1 指 定 番 号

2 指 定 事 業 者 の 名 称

3 指 定 事 業 者 の 所 在 地

4 宿 泊 施 設 の 名 称

5 宿 泊 施 設 の 所 在 地

第3号様式(第6条関係)

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

申 請 者

所 在 地

事 業 者 名

代 表 者 名

(電話

)

固定資産税課税免除申請書

亀岡市宿泊施設の立地促進に関する条例第4条の規定により、下記のとおり固定資産税の課税免除について申請します。

記

課税免除の適用を受ける年度		年度	通知書番号
対象となる宿泊施設の詳細	名称		
	所在地 開業日		
所在地	地番	地目又は 家屋番号	地積又は 床面積
			構造及び 用途
			取得年月日
土地			
家屋			
固定資産の内訳			
債権資産	資産の種類	資産の名称	数量
			取得価格
構築物			取得年月日
			耐用年数

※記入欄に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と該当欄に記載し、別紙にて提出してください。

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 所在地  
事業者名  
代表者名

㊟

変 更 届

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で指定を受けた指定事業者に係る申請事項を変更したいので、亀岡市宿泊施設の立地促進に関する条例施行規則第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 指定事業者の名称及び指定番号
- 2 指定事業者の所在地
- 3 変更年月日
- 4 変更の理由
- 5 変更事項
- 6 添付書類  
変更内容が明確となる書類

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 指定番号  
所在地  
事業者名  
代表者名

㊟

事 業 休 廃 止 届

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で指定事業者の指定を受けましたが、下記のとおり事業を休止・廃止したいので、亀岡市宿泊施設の立地促進に関する条例施行規則第7条の規定により届け出ます。

記

休 止 ・ 廃 止 年 月 日	年 月 日
休 止 ・ 廃 止 の 理 由 及 び 概 要	
今 後 の 事 業 計 画	

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

第7号様式（第9条関係）

亀岡市指令 第 号

(宛先) 亀岡市長

承継者 所在地

事業者名

代表者名

㊦

事業承継届

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で指定を受けた指定事業者の事業を承継したので、亀岡市宿泊施設の立地促進に関する条例施行規則第8条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

承継年月日	年 月 日
指定番号	亀岡市指令 第 号
被承継者	
承継の内容	
承継の理由	

指定番号

様

指 定 取 消 書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で指定した指定事業者の指定については、亀岡市宿泊施設の立地促進に関する条例施行規則第9条の規定により、下記のとおり取り消します。

年 月 日

亀岡市長

印

記

取消年月日	年 月 日
取消理由	

第8号様式（第9条関係）

年 月 日

様

亀岡市長 印

奨励措置取消等通知書

亀岡市宿泊施設の立地促進に関する条例第8条の規定により、下記のとおり奨励措置を（ 取り消した ・ 停止した ）ので、通知します。

記

指 定 番 号		亀岡市指令 第 号
指 定 事 業 者	名 称	
	所 在 地	
宿 泊 施 設 の 名 称		
宿 泊 施 設 の 所 在 地		
取 消 し ・ 停 止	年 月 日	
	事 由	亀岡市宿泊施設の立地促進に関する条例第8条第 号に該当
	取 消 し ・ 停 止 の 内 容	1 全部・一部の別 2 取消し又は停止した部分（一部の場合） 3 停止期間

「揭示済」

## 告 示

亀岡市告示第155号

亀岡市社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減要綱（平成12年亀岡市告示第106号）の一部を次のように改正する。

平成30年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第1条中「夜間対応型訪問介護」の次に「、地域密着型通所介護」を加え、「介護予防訪問介護、介護予防通所介護、」を削る。

第13条を第14条とし、第9条から第12条までを1条ずつ繰り下げる。

第8条中「第3条」を「第4条」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「第2条」を「第3条」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条中「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に、「別記第3号様式、別記第4号様式又は別記第5号様式」を「別記第4号様式、別記第5号様式又は別記第6号様式」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「別記第1号様式」を「別記第2号様式」に改め、同条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（軽減実施の申出）

第2条 この要綱の規定による利用者負担の軽減を行おうとする社会福祉法人等は、市長に対して社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

附則第2項から第4項までの規定中「第2条第1項」を「第3条第1項」に、「第10条第1項」を「第11条第1項」に改める。

附則第5項中「平成27年度においては、」を削り、「第10条第2項」を「第11条第2項」に、「第9条」を「第10条」に、「第10条第1項」を「第11条第1項」に改める。

別記第5号様式中「第4条関係」を「第5条関係」に改め、「夜間対応型訪問介護」の次に「、地域密着型通所介護」を加え、「、介護予防訪問介護、介護予防通所介護」を削り、同様式を別記第6号様式とする。

別記第4号様式中「第4条関係」を「第5条関係」に改め、同様式を別記第5号様式とする。

別記第3号様式中「第4条関係」を「第5条関係」に改め、「夜間対応型訪問介護」の次に「、地域密着型通所介護」を加え、「、介護予防訪問介護、介護予防通所介護」を削り、「介護予防小規模多機能型居宅介護」の次に「、第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）、第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）」を加え、同様式を別記第4号様式とする。

別記第2号様式中「第4条関係」を「第5条関係」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

別記第1号様式中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、同様式を別記第2号様式とする。

附則の次に次の様式を加える。

別記第1号様式（第2条関係）

社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書

（社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置）

年 月 日

様

所在地  
申請者  
名 称 印

社会福祉法人等による利用者負担の軽減を下記のとおり実施するので申し上げます。

記

申 請 者	フリガナ			
	名 称			
	主たる事業所の 事 務 所	(郵便番号 - )		
	連 絡 先	電話番号		FAX番号
	代 表 者 の 職・氏名	職 名		フリガナ 氏 名
	代表者の住所	(郵便番号 - )		
軽 減 実 施 予 定 事 業 所 の 状 況	事業所の名称	所 在 地		実施事業の種類

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第156号

平成30年度亀岡市国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）第16条第3項、第16条の6の5第3項及び第16条の10第3項の規定により告示する。

平成30年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 基礎賦課額の保険料率

所得割	100分の7.27
被保険者均等割	24,500円
世帯別平等割	16,920円
世帯別平等割半額	8,460円
世帯別平等割4分の3額	12,690円

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割	100分の2.78
被保険者均等割	9,250円
世帯別平等割	6,390円
世帯別平等割半額	3,200円
世帯別平等割4分の3額	4,800円

3 介護納付金賦課額の保険料率

所得割	100分の2.69
被保険者均等割	11,050円
世帯別平等割	5,560円

「揭示済」

亀岡市告示第157号

ふるさと亀岡自治活動応援交付金交付要綱を次のように定める。

平成30年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

ふるさと亀岡自治活動応援交付金  
交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、自治会、区等（以下「自治会等」という。）が実施する地域活動の活性化を図るため、京都・亀岡ふるさと力向上基金条例（平成20年亀岡市条例第27号）に基づき積み立てた基金を活用して、自治会等の運営及び事業に必要な経費を交付することについて、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付金を交付する。

（交付対象）

第2条 交付金の交付対象は、各町住民の総意により結成された自治組織として、市長が認めた自治会とする。

（交付金基準）

第3条 この交付金は、寄附者が指定した自治会等に寄附金額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を上限として、自治会に対し交付するものとする。

（交付金の対象経費）

第4条 交付金の交付対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該年度において自治会等の運営及び自治会等が実施する事業に要する経費

(2) 当該年度の翌年度以後において、自治会等の運営及び自治会等が実施する事業に要する経費として積み立てる経費

(3) その他市長が必要と認める事業に要する経費

(交付条件)

第5条 交付金の交付条件は、次のとおりとする。

(1) 宗教的活動、政治的活動、選挙活動その他公序良俗に反する活動の費用としての支出を伴わないこと。

(2) 前号のほか、第4条に規定する交付金の対象経費として、社会通念上認められる範囲での支出とすること。

(交付通知)

第6条 市長は、毎年1月1日から12月31日までの寄附金額に係る交付金について、当該期間終了後速やかに第3条に規定する交付金基準により算定し、ふるさと亀岡自治活動応援交付金交付通知書（別記第1号様式）により自治会等に通知するものとする。ただし、寄附者の氏名等については、当該寄附者の同意を得た場合に限り、自治会等に通知するものとする。

(交付申請)

第7条 交付金の交付を受けようとする自治会（以下「申請自治会」という。）は、ふるさと亀岡自治活動応援交付金交付申請書（別記第2号様式）に必要書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(交付金の積立て)

第8条 自治会等は、交付金を翌年度以降において行う事業に充てようとするときは、交付金の全部又は一部を積み立てることができる。

(交付決定)

第9条 市長は、第7条に規定する交付申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審

査して、交付金の交付の可否を決定し、ふるさと亀岡自治活動応援交付金交付決定通知書（別記第3号様式）により申請自治会に通知するものとする。

(交付の特例)

第10条 この交付金は、概算払により交付するものとし、前条に規定する交付決定の通知を受けた申請自治会は、ふるさと亀岡自治活動応援交付金概算払交付請求書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 第9条の規定により交付決定を受けた申請自治会（以下「交付自治会」という。）は、市長が別に定める日までに、ふるさと亀岡自治活動応援交付金実績報告書（別記第5号様式）に、ふるさと亀岡自治活動応援交付金概算払精算書（別記第6号様式）その他必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付金額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを調査及び確認し、適合すると認めた場合は、交付すべき交付金の額を確定し、速やかにふるさと亀岡自治活動応援交付金交付確定通知書（別記第7号様式）により、交付自治会に通知するものとする。

(年度途中における交付金交付の取扱い)

第13条 市長は、第6条から第12条までの規定について、年度途中において処理し、交付金を自治会に交付することができるものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、第5条の規定に反する事実が確認された場合は、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により交付金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めてその交付金の返還を求めるものとする。

(交付金に係る経理)

第16条 自治会等は、交付金に係る収支を明確にした帳簿その他関係書類を整理し、当該交付対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(報告及び調査)

第17条 市長は、自治会等に対し、この交付金に係る必要な事項について報告を求め、又は当該職員に実施調査をさせることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別記第1号様式(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

亀 岡 市 長 印

ふるさと亀岡自治活動応援交付金交付通知書

下記のとおり、ふるさと亀岡自治活動応援寄附金の申し出があったため、ふるさと亀岡自治活動応援交付金交付要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

ふるさと亀岡自治活動応援交付金合計額 \_\_\_\_\_ 円

寄附者氏名	住 所・電話番号	寄附金額(円)	応援交付金(円)
	〒 ..... 電話番号		
	〒 .....		

第2号様式 (第7条関係、第8条関係)

(宛先) 亀岡市長

申請者  
所在地  
自治会名  
代表者氏名  
電話番号

年 月 日

印

ふるさと亀岡自治活動応援交付金交付申請書

年度において、ふるさと亀岡自治活動応援交付金の交付を受けたいので、ふるさと亀岡自治活動応援交付金交付要綱第7条及び第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

第3号様式 (第9条関係)

亀岡市指令 第 号

自治会名  
代表者氏名

様

ふるさと亀岡自治活動応援交付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、ふるさと亀岡自治活動応援交付金について、下記のとおり交付することを決定しましたので、ふるさと亀岡自治活動応援交付金交付要綱第9条の規定に基づき通知します。

年 月 日

亀岡市長 印

記

1	交付申請額	円	記
2	うち積立金	円	
1	交付金の額	円	記
2	交付の条件		

- (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) その他関係資料
- 交付対象事業以外の用途に使用しないこと。  
交付金に係る収支を明確にした帳簿その他関係書類を整理し、当該交付対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第4号様式(第10条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

所在地  
自治会名  
申請者  
代表者氏名  
電話番号

㊞

ふるさと亀岡自治活動応援交付金概算払交付請求書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定を受けたふるさと亀岡自治活動応援交付金について、ふるさと亀岡自治活動応援交付金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 概算払請求額 金 円

3 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合	支店
預金口座	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

口座情報

委任状

委任者(申請者) \_\_\_\_\_ ㊞

ふるさと亀岡自治活動応援交付金の受領に関する権限を下記の者に委任します。

受任者(口座名義人)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

第5号様式(第11条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

所在地  
自治会名  
申請者  
代表者氏名  
電話番号

㊞

ふるさと亀岡自治活動応援交付金実績報告書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定を受けたふるさと亀岡自治活動応援交付金について、交付対象事業が完了しましたので、ふるさと亀岡自治活動応援交付金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 概算払精算書
- 2 事業報告書
- 3 決算報告書

第7号様式 (第12条関係)

第 年 月 日 号

様  
亀岡市長 宛

第6号様式 (第11条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者  
所在地  
自治会名  
代表者氏名  
電話番号

㊞

ふるさと亀岡自治活動応援交付金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のありまふると亀岡自治活動応援交付金について、下記のとおり交付すべき額を確定しましたので、ふると亀岡自治活動応援交付金交付要綱第12条の規定に基づき通知します。

ふるさと亀岡自治活動応援交付金概算私精算書

ふるさと亀岡自治活動応援交付金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり精算します。

	記	記
1 概算受領済額 (①)	金 円	1 交付金交付決定額 金 円
2 交付金精算額 (②)	金 円	2 交付金交付確定額 金 円
3 差引額 (①-②)	金 円	

「揭示済」

亀岡市告示第158号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年6月4日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町西条区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 木内 欣信

2 変更年月日

平成30年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第159号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年6月4日

亀岡市長 桂川孝裕

「大井町土田区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 勝山 惠文

2 変更年月日

平成30年5月6日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第160号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年6月4日

亀岡市長 桂川孝裕

「旅籠町自治会」

1 主たる事務所所在地の変更

(1) 省略

(2) 変更年月日 平成30年4月28日

2 代表者の変更

(1) 代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 田中 久仁彦

(2) 変更年月日

平成30年4月28日

(3) 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第161号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年6月4日

亀岡市長 桂川孝裕

「見立北区自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 小谷 喜久雄

2 変更年月日

平成30年5月6日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

## 亀岡市告示第162号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成30年6月7日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	平成29年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	平成29年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	平成29年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	平成29年度 第9期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	平成29年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	平成29年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

## 亀岡市告示第163号

## 市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成30年6月12日午前5時00分から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成30年6月12日か

ら平成30年6月26日まで一般の縦覧に供する。

平成30年6月12日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
11192	大井南部1号線	亀岡市大井町南金岐重見76番1先	330.00m	16.00m
		亀岡市大井町並河堂又11番先		16.00m
		亀岡市大井町並河堂又1番4先	76.50m	16.00m
		亀岡市大井町並河3丁目49番4先		17.00m

「揭示済」

亀岡市告示第164号

市道路線の廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止する。

その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月12日

亀岡市長 桂川孝裕

廃止告示をする路線

路線番号	路線名	起 点
		終 点
11054	並河若宮線	亀岡市大井町並河1丁目301番地の4先
		亀岡市大井町並河若宮筋36番地先

「揭示済」

亀岡市告示第165号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年6月13日

亀岡市長 桂川孝裕

「東別院町大野区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 山崎 光

2 変更年月日

平成30年4月7日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第166号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年6月13日

亀岡市長 桂川孝裕

「宮前町湯の花平区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 井尻 眞

2 変更年月日

平成30年4月21日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第167号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年6月13日

亀岡市長 桂川孝裕

「吉川町穴川区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 末森 善盛

2 変更年月日

平成30年4月8日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第168号

亀岡市長 桂川孝裕

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成30年6月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 平成30年4月分  
市府民税（特別徴収）

2 送達を受けるべき者

住所 省略

名称 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第169号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成30年6月15日

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成30年6月13日（水）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 1台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課  
電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

## 亀岡市告示第170号

亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和48年亀岡市告示第30号）の一部を次のように改正する。

平成30年6月15日

亀岡市長 桂川孝裕

第1条中「この要綱は、」の次に「市長が」を加え、「通う」を「在園する」に、「児童」の次に「（以下「在園児」という。）」を加え、「図るため、」を「図るために」に改め、「私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）が保育料等の減免をする場合に、亀岡市が」を削る。

第2条第1項中「設置者が当該幼稚園」を「私立幼稚園」に改め、「入園料及び保育料を減免する場合に、」を削り、「範囲内において保護者に対し、」を「範囲内において」に改め、同項の表1中「139,200円」を「187,200円」に、「223,000円」を「247,000円」に改め、注に次のように加える。

5 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市で課税されている者は、平成29年度の税率により算出した所得割課税額及び税額控除額を用いて所得階層区分を決定する。ただし、やむを得ない場合は平成30年度の税率により算出した所得割課税額に8分の6を乗じた額で所得階層区分を決定する。

第2条第1項の表2中「223,000円」を「247,000円」に改め、注に次のように加える。

6 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市で

課税されている者は、平成29年度の税率により算出した所得割課税額及び税額控除額を用いて所得階層区分を決定する。ただし、やむを得ない場合は平成30年度の税率により算出した所得割課税額に8分の6を乗じた額で所得階層区分を決定する。

第2条第1項の表3注に次のように加える。

5 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市で課税されている者は、平成29年度の税率により算出した所得割課税額及び税額控除額を用いて所得階層区分を決定する。ただし、やむを得ない場合は平成30年度の税率により算出した所得割課税額に8分の6を乗じた額で所得階層区分を決定する。

第2条第3項中「入園児」を「在園児」に改める。

第3条中「設置者に対して」を「私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）に対して」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第3条関係）

保育料等減免措置に関する調書

年 月 日作成

在園児（太線枠内をご記入ください。）			幼稚園記入欄		
幼稚園名	幼稚園		入園年月日	入園料 ※ 年度発生の 場合のみ記入	保育料 ( 年度年間)
フリガナ 氏名	生年月日	区分			
	年 月 日	満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児	年 月 日		
	年 月 日	満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児	年 月 日		
	年 月 日	満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児	年 月 日		

世帯の状況（※在園児を除いてご記入ください。）						
フリガナ 氏名 <small>在園児と生計が同一の者全員を記入する。 (在園児を除く。)</small>	生年月日	続柄 <small>(在園児からみた続柄を記入)</small>	※下記のいずれかに該当する兄弟の在学等	市町村民税課税額		
			※下記のいずれかに該当する兄弟の在学等の名称・学年を記入	小学校4年生以上の兄弟の在学等の名称・学年を記入	税額控除	所得割額
	年 月 日		名称・学年		円	円
	年 月 日				円	円
	年 月 日				円	円
	年 月 日				円	円
	年 月 日				円	円
世帯合計						

- ※① 小学校1年生から3年生までである。
- ※② 他の幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校の幼稚部に在籍するか又は児童心理治療施設通所部に通っている。
- ※③ 小学校就学前であって、児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している。

・上記のとおり相違ありません。

・上記の世帯員の市町村民税課税額及び学校等への在籍状況等について、亀岡市教育委員会教育総務課が各行政機関等に確認することを承諾します。

保護者	住 所	
	氏 名	Ⓜ

上記の者は、当幼稚園の在園児であることを証明します。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

設置者 Ⓜ

《事務局記入欄》

生活保護・非課税・77,100円以下・211,200円以下・左記以外

ひとり親世帯等	多子世帯

確認	確認

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成30年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第171号

亀岡市私立幼稚園多子世帯支援費補助金交付要綱（平成27年亀岡市告示第78号）の一部を次のように改正する。

平成30年6月15日

亀岡市長 桂川孝裕

第1条中「私立幼稚園の設置者が保育料の減免をする場合に、亀岡市」を「市長」に改める。

第2条第1項中「亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱」を「市長は、亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱」に改め、「の設置者が、当該幼稚園」を削り、「該当するもの」の次に「(以下「保護者」という。)」を加え、「を全額免除する場合に、当該保育料」を削り、「差し引いた額を」の次に「保護者に対し」を加え、同項第2号中「第2号から第5号までのいずれか」を「第5号」に改める。

第3条第1項中「私立幼稚園の設置者(以下「申請者」という。)」は「保護者は、私立幼稚園の設置者(以下「設置者」という。)」に対して減免の申出を行い、設置者は、当該申出を取りまとめた上」に改める。

第4条第1項中「申請者」を「設置者」に改め、同条第2項中「申請者(以下「交付決定対象者」という。)」は「設置者は、当該決定を保護者に通知し」に改める。

第5条第1項中「交付決定対象者」を「設置者」に改め、同条第2項中「交付決定対象者は、」を「設置者は、補助を受けた保護者から」に、「備えておかなければならない」を「受領し備えておかなければならない」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第3条関係)

年度亀岡市私立幼稚園多子世帯支援費補助金に係る事業計画書

		(幼稚園名)					合計		
保育料 減免措置 階層区分		支払保育料 (円) ①	就園奨励費 減免保育料 (円) ②	差引③ ①-② (円)	補助対象 人員 (人) ④	補助金額 (円) ⑤ ③×④	支払保育料 (円) ⑥	就園奨励費 減免保育料 (円) ⑦	差引 補助金額⑧ ⑥-⑦(円)
第3子以降 (第2子扱い)									
	計								

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）亀岡市長

（私立幼稚園の設置者）

㊦

（幼稚園名）

（幼稚園所在地）

年度亀岡市私立幼稚園多子世帯支援費補助金に係る実績報告書

亀岡市私立幼稚園多子世帯支援費補助金交付要綱第5条の規定により、別紙のとおり実績報告書を提出します。

保育料 減免措置 階層区分		支払保育料 (円) ①	就園奨励費 減免保育料 (円) ②	差引③ ①-② (円)	補助対象 人員 (人) ④	補助金額 (円) ⑤ ③×④	合計		
							支払保育料 (円) ⑥	就園奨励費 減免保育料 (円) ⑦	差引 補助金額③ ⑥-⑦(円)
市民税所得割 77,101円以上 211,200円以下	第3子以降 (第1子扱い)								
	第3子以降 (第2子扱い)								
	計								

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成30年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

## 亀岡市告示第172号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成30年6月20日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 送達する書類

督促状 平成30年度 全期 軽自動車税

## 2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

## 亀岡市告示第173号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年6月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「東本梅町あせび区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 森 正春

2 変更年月日

平成30年5月12日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第174号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年6月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「蒔田野町柿花区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 麻田 剛正

2 変更年月日

平成30年4月21日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第175号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年6月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「千代川町湯井区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 美馬 芳彦

2 変更年月日

平成30年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第176号

亀岡市在宅高齢者介護激励金支給要綱（平成3年亀岡市告示第45号）の一部を次のように改正する。

平成30年6月28日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第1項中「毎年度7月1日又は2月1日」を「申請日の属する月の1日」に改め、同項ただし書を削り、同項第2号中「、要介護4

又は要介護5の認定を受けていること」を「の認定を受けてから1年以上継続しており、基準日前1年以内に介護保険のサービス（1週間程度のショートステイの利用を除く。）の利用をしていないこと」に改め、同項第3号中「又は」の次に「基準日前1年以内に」を加え、「3箇月」を「3月」に改め、同項第4号中「認めた者」を「認めたもの」に改める。

第4条中「基準日の属する月の15日までに」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、激励金の支給を受けようとする年度の前年度に高齢者の主たる介護者が激励金の交付を受けている場合については、前年度の申請日の属する月から12月経過しなければ申請書を提出することができないものとする。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第177号

亀岡市家族介護者慰労金支給要綱（平成18年亀岡市告示第55号）の一部を次のように改正する。

平成30年6月28日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第1項中「該当する者」を「該当するもの」に改め、同項第2号中「認定後1年間介護保険のサービス（1週間程度のショートステ

イの利用を除く。）を受けなかった高齢者を在宅で介護していること」を「認定を受けてから1年以上継続しており、申請日前1年以内に介護保険のサービス（1週間程度のショートステイの利用を除く。）の利用をしていないこと」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 高齢者が介護保険施設その他の社会福祉施設に入所していないこと、又は申請日前1年以内に病院等に通算して3月を超えて入院若しくは入所していないこと。

(4) 介護者が高齢者と同居若しくは常時介護している配偶者、3親等内の親族又はこれに準じる者として特に市長が認めたもの第3条ただし書を削る。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、慰労金の支給を受けようとする年度の前年度に高齢者の主たる介護者が慰労金の交付を受けている場合については、前年度の申請日の属する月から12月経過しなければ申請書を提出することができないものとする。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

# 公 告

亀岡市公告第34号

## 亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

平成30年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

### 1 試験区分及び採用予定人数

試験区分	行政 (かめおか・未来・チャレンジ方式)
	土木Ⅰ(上級)
採用予定人数	若干名

### 2 受験資格

(1) 次に該当する人が受験できる。

行政(土木Ⅰ)(上級)

昭和58年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を含む。)において土木工学に関する課程を修めた人、又は平成31年3月31日までに修める見込みの人

(2) 次に掲げる条件のいずれかに該当する人は受験することができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 3 1次試験

(1) 方法

集団面接試験、論文試験

## (2) 日時・場所

平成30年7月7日（土）午前8時50分から『亀岡市役所』において行う。

## (3) 1次試験合格発表

平成30年7月中旬に通知する。

## 4 2次試験

## (1) 方法

面接試験（人物能力や意欲等についての個別面接による試験）

## (2) 日時・場所

平成30年8月上旬、亀岡市内において行う。

詳しい日時、場所、提出書類等については、1次試験合格者に通知する。

## (3) 2次試験合格発表

平成30年8月中旬（予定）に通知する。

## 5 3次試験

## (1) 方法

面接試験（人物能力や意欲等についての個別面接による試験）

## (2) 日時・場所

平成30年8月下旬、亀岡市内において行う。

詳しい日時、場所、提出書類等については、2次試験合格者に通知する。

## 6 最終合格発表

平成30年8月末頃（予定）に通知する。

## 7 採用

この試験の合格者は、職種ごとに作成する職員採用候補者名簿に登載し、平成31年4月1日以降必要に応じ採用される。

## 8 給与

（平成30年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。）

区分	土木
大学卒	189,952円
短大卒	172,462円

上記のほか、市職員の給与に関する条例等の規定に従い、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等の諸手当が要件に応じて支給される。また、最終学校卒業後に職歴等がある場合などは、基準により初任給に加算されることがある。

## 9 受験手続及び受付期間

### (1) 申込（郵送のみ）

ア 申込みは、申込書、自己紹介書及び職務経歴書（職務経験がある人のみ）に必要事項を記入し、最近6箇月以内に撮影した本人の写真（上半身脱帽、正面向タテ4cm、ヨコ3cm）を貼り、郵送で亀岡市市長公室人事課に提出することとする。

イ 申込みを行う際は、必ず簡易書留で封筒の表に『採用試験受験』と朱書し、申込書等（申込書、自己紹介書、職務経歴書）と返信用封筒（82円切手を貼って、宛先を明記したもの）を同封のうえ送付すること。

ウ 心身に障害があり、受験に際して配慮が必要な場合は、あらかじめ連絡すること。

### (2) 受付期間

申込みは、締切日を平成30年6月20日（水）とし、締切日の消印のあるものは有効とする。

## 10 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の不明な点は亀岡市市長公室人事課に問い合わせることとする。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話（0771）22-3131（市役所代表）…（内線2934）

電話（0771）25-5016（人事課直通）

URL：<http://www.city.kameoka.kyoto.jp>

「揭示済」

亀岡市公告第35号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成30年6月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

平成30年6月13日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第36号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

平成30年6月18日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

亀岡市曾我部町寺長縄手8の3の一部、  
12、13、14の一部、15の一部、  
23の1の一部、27の一部、市有地

(関連区域)

亀岡市曾我部町寺長縄手8の3の一部、  
23の4の一部、市有地

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

亀岡市荒塚町1丁目1の3  
株式会社山和不動産

「揭示済」

## 亀岡市公告第37号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成30年6月27日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- (1) 工事番号 水配替第2号
- (2) 工事名 水道老朽管耐震化工事（11工区）
- (3) 工事場所 亀岡市篠町地内
- (4) 工事種別 水道施設工事
- (5) 工事概要 配水管 DSGX φ 300 L = 432.1m  
DSGX φ 200 L = 10.0m  
DSGX φ 150 L = 22.0m  
DSGX φ 100 L = 4.4m  
DSGX φ 75 L = 7.2m
- (6) 予定価格（税込） 47,152,800円  
【入札書比較価格（税抜） 43,660,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から150日間
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。
- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工

事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。ただし、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第123条第1項第6号に該当する場合は不要とする。

- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 平成30年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成30年4月1日以降に発注された水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (6) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

#### 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成30年6月27日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成30年6月27日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成30年7月3日（火） 午前9時から午後5時まで 平成30年7月4日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成30年7月5日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成30年7月2日（月） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成30年7月6日（金） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成30年7月9日（月） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成30年7月11日（水） 午前9時から午後5時まで 平成30年7月12日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成30年7月13日（金） 午前10時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

#### 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

# 任免及び辞令

木下直己  
亀岡市交通安全対策会議委員の委嘱を解きます

麻田法秀  
亀岡市交通安全対策会議幹事の委嘱を解きます

豊福淳之  
亀岡市交通安全対策会議委員に委嘱します

田中裕樹  
亀岡市交通安全対策会議幹事に委嘱します

木下直己  
亀岡市国民保護協議会委員の委嘱を解きます

山内政明  
亀岡市国民保護協議会幹事の委嘱を解きます

豊福淳之  
亀岡市国民保護協議会委員に委嘱します

田中太  
亀岡市国民保護協議会幹事に委嘱します  
任期は平成30年9月30日までとします

木下直己  
亀岡市防災会議委員の委嘱を解きます

豊福淳之  
亀岡市防災会議委員に委嘱します

(各 通)

- 甲斐敏文
- 酒徳俊夫
- 松本将英
- 中井崇博
- 野村光彦
- 湊泰孝
- 奥野正三
- 西口純生
- 中村俊孝
- 松井やす子
- 平本英久

亀岡市防災会議委員に委嘱します  
任期は平成32年5月31日までとします

平成30年6月1日

前平貞二

亀岡市行政改革推進委員の委嘱を解きます

平成30年6月20日

# 教育委員会欄

## 規則

児童生徒の入学すべき学区を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月26日

亀岡市教育委員会教育長 田中太郎

亀岡市教育委員会規則第7号

児童生徒の入学すべき学区を指定する規則の一部を改正する規則

児童生徒の入学すべき学区を指定する規則（昭和47年亀岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

亀岡小学校	三宅町・東堅町・西堅町・突抜町・横町・京町・呉服町・旅籠町・新町・矢田町・塩屋町・柳町・本町・紺屋町・荒塚町・西町・北町・内丸町・追分町・南郷町・北古世町の全域及び古世町・下矢田町・安町の一部の区域	亀岡中学校
城西小学校	河原町・余部町・宇津根町・北河原町の全域及び安町のうち亀岡小学校区以外の区域並びに曾我部町重利・大井町並河の一部の区域	
保津小学校	保津町全域	
つつじヶ丘小学校	上矢田町・中矢田町の全域及び古世町・下矢田町のうち亀岡小学校区以外の区域	
	西つつじヶ丘・東つつじヶ丘・篠町広田2丁目・3丁目の全域及び篠町浄法寺・広田・森の一部の区域	東輝中学校
南つつじヶ丘小学校	南つつじヶ丘大葉台1丁目・2丁目の区域及び南つつじヶ丘桜台1丁目から5丁目までの区域	
安詳小学校	篠町のうち夕日ヶ丘1丁目・2丁目・3丁目の全域、王子（下上牧・西ノ山）の一部の区域、篠・野条の国道9号以南の区域及び森のうちつつじヶ丘小学校区以外の区域	
	篠町のうち山本・馬堀駅前2丁目・見晴1丁目から7丁目までの全域及び馬堀（広	詳徳中学校

	道・伊賀ノ辻)の一部の区域並びに王子・篠・野条のうち東輝中学校区以外の区域	
詳徳小学校	篠町のうち柏原・広田1丁目・馬堀駅前1丁目の全域及び篠・馬堀・野条のうち安詳小学校区以外の区域並びに浄法寺・広田のうちつつじヶ丘小学校区以外の区域	

を  
「

亀岡小学校	三宅町・東堅町・西堅町・突抜町・横町・京町・呉服町・旅籠町・新町・矢田町・塩屋町・柳町・本町・紺屋町・荒塚町・西町・北町・内丸町・追分町・南郷町・北古世町の全域及び古世町・下矢田町・安町の一部の区域	亀岡中学校
城西小学校	河原町・余部町・宇津根町・北河原町の全域及び安町のうち亀岡小学校区以外の区域並びに曾我部町重利・大井町並河の一部の区域	
保津小学校	保津町全域	
つつじヶ丘小学校	上矢田町・中矢田町の全域及び古世町・下矢田町のうち亀岡小学校区以外の区域	
	西つつじヶ丘・東つつじヶ丘都台1丁目から3丁目・曙台1丁目から3丁目・篠町広田2丁目・3丁目の全域及び篠町篠・浄法寺・広田・森の一部の区域	東輝中学校
南つつじヶ丘小学校	南つつじヶ丘及び東つつじヶ丘曙台4丁目の全域	
安詳小学校	篠町のうち夕日ヶ丘1丁目から3丁目・王子・山本・見晴1丁目から7丁目の全域及び野条・馬堀駅前2丁目・馬堀(広道・伊賀ノ辻)の一部の区域並びに篠のうち詳徳小学校区及びつつじヶ丘小学校区以外の区域	詳徳中学校
詳徳小学校	篠町のうち柏原・広田1丁目・馬堀駅前1丁目の全域及び篠・馬堀駅前2丁目・馬堀・野条のうち安詳小学校区以外の区域並びに篠・浄法寺・広田・森のうちつつじヶ丘小学校区以外の区域	

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成32年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に東輝中学校に在学している生徒のうち平成30年度及び平成31年度の学齢生徒に係る学校区については、なお従前の例による。

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第18号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成30年6月1日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

1, 496人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第19号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成30年6月1日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

24, 932人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第20号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成30年6月1日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

12, 466人

「揭示済」

## 亀岡市選挙管理委員会告示第21号

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿抄本閲覧の状況について、同法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年6月1日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

1	閲覧年月日	平成29年9月26日 平成29年9月28日
	閲覧申出者の氏名	馬場 隆
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	亀岡市旧亀岡町
2	閲覧年月日	平成29年11月14日
	閲覧申出者の氏名	株式会社 地域未来研究所 代表取締役 赤田 浩志
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	大阪市北区堂島1丁目5番17号 堂島グランドビル
	閲覧目的の概要	政治・選挙に関するその他の調査研究
	委託者	京都府教育委員会 教育長 橋本 幸三
閲覧に係る選挙人の範囲	域内全投票区から無作為抽出 ・対象投票区数：7区 (第1、第7、第13、第19、第25、第31、第37 投票区) ・閲覧件数：102件	
3	閲覧年月日	平成29年12月5日 平成29年12月6日 平成29年12月7日
	閲覧申出者の氏名	並河 愛子
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	河原林町、千歳町、馬路町、旭町

4	閲 覧 年 月 日	平成30年1月15日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	朝日新聞東京本社 世論調査部長 前田 直人
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	東京都中央区築地5-3-2
	閲 覧 目 的 の 概 要	政治・選挙に関する世論調査
	委 託 者	—————
	閲覧に係る選挙人の範囲	第27投票区の有権者8人
5	閲 覧 年 月 日	平成30年1月17日 平成30年1月22日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	並河 愛子
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	—————
	閲 覧 目 的 の 概 要	政治活動
	委 託 者	—————
	閲覧に係る選挙人の範囲	河原林町、千歳町、馬路町、旭町
6	閲 覧 年 月 日	平成30年2月20日 平成30年2月23日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	三上 泉
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	—————
	閲 覧 目 的 の 概 要	政治活動
	委 託 者	—————
	閲覧に係る選挙人の範囲	第37、第44投票区
7	閲 覧 年 月 日	平成30年2月27日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	並河 愛子
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	—————
	閲 覧 目 的 の 概 要	政治活動
	委 託 者	—————
	閲覧に係る選挙人の範囲	河原林町、千歳町、馬路町、旭町
8	閲 覧 年 月 日	平成30年2月27日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	三上 泉
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	—————
	閲 覧 目 的 の 概 要	政治活動
	委 託 者	—————
	閲覧に係る選挙人の範囲	第38投票区

9	閲 覧 年 月 日	平成30年3月7日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	並河 愛子
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	—————
	閲 覧 目 的 の 概 要	政治活動
	委 託 者	—————
	閲覧に係る選挙人の範囲	余部町、北河原町1丁目、北河原町2丁目
10	閲 覧 年 月 日	平成30年3月9日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	三上 泉
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	—————
	閲 覧 目 的 の 概 要	政治活動
	委 託 者	—————
	閲覧に係る選挙人の範囲	第38投票区
11	閲 覧 年 月 日	平成30年3月19日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	三上 泉
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	—————
	閲 覧 目 的 の 概 要	政治活動
	委 託 者	—————
	閲覧に係る選挙人の範囲	第38投票区

「揭示済」

---

 亀岡市選挙管理委員会告示第22号

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿抄本閲覧の状況について、公職選挙法第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2の規定により準用する公職選挙法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年6月1日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

在外選挙人名簿抄本の閲覧は、なかった。

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第23号

亀岡市西部土地改良区総代選挙の期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数は、次のとおりである。

平成30年6月13日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

- 1 選挙の期日 平成30年6月20日
- 2 投票の時間 午前9時から正午まで
- 3 選挙すべき総代の数 39人

選挙区	選挙区の区域	総代の数
第1選挙区	亀岡市本梅町井手地区	3人
第2選挙区	〃 〃 平松地区	5人
第3選挙区	〃 〃 中野地区	6人
第4選挙区	〃 宮前町猪倉地区	6人
第5選挙区	〃 〃 宮川地区及び 〃 東本梅町中野地区川嶋	10人
第6選挙区	〃 宮前町神前地区	9人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第24号

平成30年6月20日執行の亀岡市西部土地改良区総代選挙における選挙長、同職務代理者及び選挙立会人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成30年6月13日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

1 選挙長

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	早田 秀生
第2選挙区	省略	数井 登志夫
第3選挙区	省略	酒井 愛夫
第4選挙区	省略	井内 幸男
第5選挙区	省略	柴田 秀孝
第6選挙区	省略	森 隆雄

2 選挙長職務代理者

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	垣木 良二
第2選挙区	省略	由良 隆夫
第3選挙区	省略	大西 昭人
第4選挙区	省略	藤村 進
第5選挙区	省略	岡本 勝和
第6選挙区	省略	堀内 良雄

3 選挙立会人

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	垣木 良二
	省略	森 功
第2選挙区	省略	由良 隆夫
	省略	西村 誠
第3選挙区	省略	大西 昭人
	省略	大西 武司

第4選挙区	省略	藤村 進
	省略	藤村 正和
第5選挙区	省略	岡本 勝和
	省略	山口 忠弘
第6選挙区	省略	堀内 良雄
	省略	人見 輝雅

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第25号

平成30年6月20日執行の亀岡市西部土地改良区総代選挙における選挙長の執務場所を次のとおり定める。

平成30年6月13日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

選挙長の事務を行う場所

亀岡市宮前町宮川口小谷10番地  
京都農業協同組合亀岡西部支店

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第26号

平成30年6月20日執行の亀岡市西部土地改良区総代選挙の投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成30年6月13日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

亀岡市西部土地改良区総代選挙投票用紙の様式

(表)

亀岡市西部土地改良区総代選挙

改 良 区 之 印	西 部 土 地	亀 岡 市
-----------------------	------------------	-------------

(折目)

(裏)

候補者氏名	<p>○ 注 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>

(折目)

備考 投票用紙は白色とし、文字は黒色のインキで印刷し、印は黒色のインキで刷込式とする。

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第27号

平成30年6月20日執行の亀岡市西部土地改良区総代選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成30年6月20日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	早田陽祐
	省略	森康良
	省略	早田亨弘
第2選挙区	省略	数井智之
	省略	小早川伸夫
	省略	小早川博一
	省略	西村信義
	省略	森敏郎
第3選挙区	省略	栗林昭好
	省略	大西市郎
	省略	中村英美
	省略	中村正弘
	省略	大西利和
	省略	栗林伸明
第4選挙区	省略	宮本和行
	省略	田中義孝
	省略	小畑善博
	省略	井内正明
	省略	田中茂雄
	省略	田中義一
第5選挙区	省略	柴田恒男
	省略	柴田好浩
	省略	柿谷正幸
	省略	竹村昌彦
	省略	井内克久
	省略	西田与之久

第5選挙区	省略	岡本睦弘
	省略	西田新司
	省略	岡本秀雄
	省略	柿谷出
第6選挙区	省略	山下昇
	省略	森修一
	省略	森孝夫
	省略	森茂行
	省略	森宏和
	省略	山内治夫
	省略	人見智史
	省略	宮川正志
	省略	森幸一

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第28号

平成30年6月20日執行の亀岡市西部土地改良区総代選挙において当選証書を付与した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成30年6月20日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	早田陽祐
	省略	森康良
	省略	早田亨弘
第2選挙区	省略	数井智之
	省略	小早川伸夫
	省略	小早川博一
	省略	西村信義
	省略	森敏郎
	省略	

第3選挙区	省略	栗林昭好
	省略	大西市郎
	省略	中村英美
	省略	中村正弘
	省略	大西利和
	省略	栗林伸明
第4選挙区	省略	宮本和行
	省略	田中義孝
	省略	小畑善博
	省略	井内正明
	省略	田中茂雄
	省略	田中義一
第5選挙区	省略	柴田恒男
	省略	柴田好浩
	省略	柿谷正幸
	省略	竹村昌彦
	省略	井内克久
	省略	西田与之久
	省略	岡本睦弘
	省略	西田新司
	省略	岡本秀雄
	省略	柿谷出
第6選挙区	省略	山下昇
	省略	森修一
	省略	森孝夫
	省略	森茂行
	省略	森宏和
	省略	山内治夫
	省略	人見智史
	省略	宮川正志
	省略	森幸一

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第5号

亀岡市指定給水装置工事  
事業者指定の告示

平成30年6月15日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成30年6月15日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
289	イバライク設備株式会社	代表取締役 茨池直人	大阪府枚方市津田北町3丁目33-3-101

「揭示済」

## 亀岡市上下水道部告示第6号

亀岡市下水道排水設備指定工事  
業者指定の告示

平成30年6月15日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

## 記

## 1 指定した日

平成30年6月15日

## 2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
293	イバライケ設備株式会社	代表取締役 茨池 直人	京都府京田辺市薪 小山52-1ハートフ ルマンション302

「揭示済」